環境汚染と賠償責任①

会社役員が個人として負担する責任

大岡 健三 OOKA Kenzo
社団法人 産業環境管理協会 出版・広報センター センター長

環境汚染などで自社や第三者に損害が生じた場合に、会社役員が株主等から損害賠償請求を受けることがある。そのため役員は、①善管注意義務、②忠実義務、③監視・監督義務などに違反しないように十分留意する必要がある。法令遵守はもちろんのこと、公害防止管理者等の継続的教育を含め、その役割の見直しなど万全の体制を構築する必要があるかもしれない。小論では会社役員の個人責任について基礎的事項をわかりやすく解説する。多重代表訴訟制度や会社役員保険、環境保険についても簡単に報告する。

1. 役員個人に対し5兆円の訴えや486億円の支払い命令

環境担当者の間で最近話題になっている廃棄物処理法違反に起因する事件がある。リサイクル土壌埋戻材(フェロシルト)の不法投棄事件を起こした化学会社の元役員に対し、株主と化学会社がそれぞれ汚染土の回収費用等を同社に支払うよう求めた裁判である。

2012年6月の大阪地裁判決では、副工場長など元取締役3人に対し、勤務していた会社に486億円余を支払うよう命じた。賠償命令を受けたのは汚泥を原料に土壌埋戻材の製造に直接関与した元副工場長(廃棄物処理法違反で懲役2年)と、上司だった元社長、亡くなった元工場長の訴訟を継承した遺族である。なお、当該裁判では、株主による訴訟とは別に、勤務していた化学会社も回収費用などの損害をこうむったとして元副工場長に10億円の損害賠償を求めた訴訟も合わせて審理され、この判決でも請求通り元副工場長に対し10億円の支払い命令が出された。

役員個人の責任を追求する株主代表訴訟の数は増加しており、請求金額も高額になっている。原子力発電所事故の環境汚染に関連し、2012年3月に提起された株主代表訴訟では、約10年前に辞任した取締役なども含む新旧27人の役員に対し5兆5,000億円余を連帯して会社へ支払うよう請求している。今まで聞いたことがないような高額な請求額である。

民事訴訟で5兆5,000億円を請求するなら、提訴の際に55億円もの訴訟手数料(印紙代)が必要となり、高額提訴は実質不可能である。しかし、株主代表訴訟では請求額に関係なく一律1万3,000円の印紙代で提訴ができる。

株主は会社の損失補填のために役員等を訴えているのであり、自分たちに直接の利益はない。時間や費用をかけて仮に勝訴しても賠償金は提訴した株主個人でなく会社に支払われる。日本の株主代表訴訟制度は1950年に導入されたが、1950年から1993年までの44年間にわずか31件の裁判しかなかった。しかし、1993年に印紙代が訴額に関係なく1万円程度の定額になってから訴訟件数は急増し、毎年100件を超える高い水準で推移している*1。

事例

◉役員から回収した資金は会社の営業外収益に計上

大手ミシン製造会社の旧経営陣5名を対象とした株主代表訴訟では、平成20年10月2日、最高裁判所が旧経営陣5名の不服申し立てを退け、583億6,039万8,183円の損害賠償を命ずる東京高等裁判所の差戻審判決が確定した。旧経営陣の所有不動産の処分等によりミシン製造会社は1億608万667円を既に回収し、平成22年3月期に3,308万667円、さらに平成23年3月期第2四半期においても、7,300万円を営業外収益に計上した。

【公開情報より抜粋】

仕手集団に利益供与を行った旧経営陣5人が最高裁まで争ったが583億円の賠償責任が確定

2. 株主代表訴訟

会社の役員がその業務を遂行するにあたり、自分の会社や第三者に損害を与えた場合に、個人として損害賠償請求を受けるおそれがある。業務上の責任が明確になると、役員が個人として法律上の損害賠償責任を

環境汚染と賠償責任①
会社役員が個人として負担する責任

負う。被告となる役員等には、取締役をはじめ、監査役、執行役、会計監査人、清算人、発起人・設立時取締役・設立時監査役、会計参与も対象となることがある。役員辞任や退任後も法的責任が存続する限り被告に成り得る。

株主代表訴訟とは、株主が役員に対して個人の責任を追及するもので、敗訴すると役員は個人資産を処分しても賠償金を自分の会社に対して支払わなければならない。実際の訴訟関係者が切実な問題としているのが弁護士費用など応訴費用である。役員に責任がないという主張が立証でき裁判で勝訴しても原告(株主)に応訴費用を求償できないケースも多く、弁護士費用など裁判費用が自己負担になってしまう。

株主代表訴訟で、役員は会社と利益相反する立場になるため、会社に応訴させるわけにいかず、原則、会社の顧問弁護士への相談もできない。さらに、訴えに対する防御のため自分の部下や他の従業員を利用することもできない。しかしながら、最高裁で、株主代表訴訟の被告である取締役側に会社が補助参加(訴訟参加の一種)することを認める判決も出され、ケースバイケースで判断されているようである*2。

3. 役員個人が負う責任

法令遵守はもとより企業の社会的責任が広く認識されている現在、株主の権利や役員の義務もより明確になったといえる。役員個人が負う責任は、自分の会社に対する責任と第三者に対する責任にわかれる。その大まかなイメージは図1の通りである。

会社に対する責任で問題になるのが、①善管注意義務であり、これは会社の取締役として「相当な程度の注意を尽くして業務を遂行しなければならない」という義務である。有害物質や危険物を扱う業務や環境管理・公害防止といった業務があれば「相当な程度の注意」は、単に排出基準を守るといったレベルでなく、環境法令の規制物質以外の有害化学物質や危険物質に関する「高度な注意義務」が課せれることもあるだろう。一方、株主から会社経営を任されている役員の②忠実義務として、「法令や会社定款などを遵守して、会社のために忠実に業務を遂行しなければならない」義務もある。このように、法令は守るべき最低限のルールといえる。

役員が、上記に述べた義務に違反して会社に損害を与えた場合はその損害を賠償する責任が発生する。同様に、職務遂行に起因して第三者に損害を与えた場合にも第三者に対して役員個人が損害賠償責任を負う。

分厚い環境六法をみるまでもなく、最近の大気・水質、廃棄物に関する法令とその改正法は極めて複雑かつ難解であり経営者がすべて理解し業務に反映することは不可能に近い。そこで公害防止管理者等の有資格者に法規と技術を学んでもらい、健全な環境経営を遂行できるよう法制度が確立している。ついては環境担当者や公害防止管理者等にセミナーや説明会に参加させ、違反事例などを参考にコンプライアンスを強化する必要がある。さらに役員の③監視・監督義務として、会社の代表取締役または他の取締役の行為が法令・定款を遵守し、かつ適正になされていることを監視しなければならない。①善管注意義務、②忠実義務、③監視・監督義務などに違反して様々な損害が生じた場合、各役員の担当する職務に関係なく、会社訴訟・株主代表訴訟が提起される可能性もある*3。

図1／「株主代表訴訟」「第三者訴訟」の主たる訴因

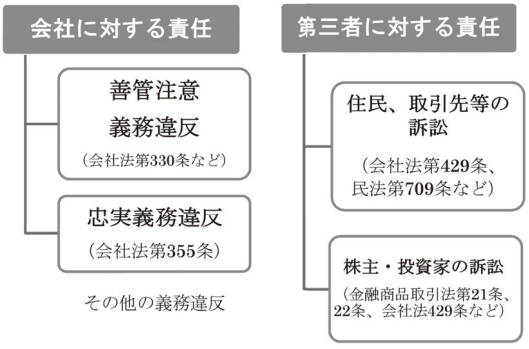

4. 株主代表訴訟と第三者訴訟

株主代表訴訟とは、会社役員が善管注意義務などに違反し、自分の会社に損害を与えた場合に、株主が会社に代わって会社法第847条を根拠として役員個人に対して損害賠償を求める訴えを提起するものである。一方、会社訴訟とは、会社役員が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に損害を与えた場合に、会社法第423条を根拠として会社が損害賠償を求める訴えを提起するものある。

第三者に対する法的責任に関して、主たるものに会社法上の特別責任と民法の不法行為責任がある。会社法では、役員等がその職務を行うにあたり悪意又は重大な過失があったときは、その役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う、と規定されている。特に、公害事故や不法投棄などは、「悪意又は重大な過失」と解釈される可能性がある。不法行

為責任において、故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。

第三者訴訟として、会社役員が故意・重過失などによって第三者(取引先、株主等)に損害を与えた場合に、民法や会社法第429条などを根拠として第三者が損害賠償を求める訴えを提起することができる。

ここでもう一度、株主代表訴訟と第三者訴訟について整理してみる。役員は、業務に関連する法律の違反および定款違反、もしくは、善管注意義務・忠実義務等に違反して会社に損害を与えた場合に、会社に対して損害賠償責任を負うことになる。賠償金は原告の懐でなく会社に入るので、役員個人に対する責任追及主体は会社である。しかし、6か月以上引き続き株式を所有している株主は、会社に対して役員を訴えるよう監査役に請求(提訴請求)することができ、提訴請求から60日を経過しても会社が役員を訴えないときに、株主が会社にかわって、その役員の責任を追及する訴えを提起することができる。一方、役員が故意・重過失等によって第三者に損害を与えた場合に、会社法429条や民法709条を根拠として第三者が役員に対して損害賠償を請求することができる。

5. 関連情報

5.1 多重代表訴訟制度

株主代表訴訟に関する会社法改正案で多重代表訴訟制度が注目されている。親会社の株主(一株株主などは除外)が子会社の取締役などの個人責任を追及できる会社法改正案が最近になって公開された。これは子会社の不正を親会社の株主が監視するために創設されたものである。「ホールディングス」といった名称の純粋持ち株会社が増加し非上場の子会社が多数誕生した環境下で、通常、親会社の役員は子会社を監督する義務規定がないので子会社の損害をその役員に株主が追及することは困難であった。今回、親会社が子会社を監督する義務規定の導入も浮上したが子会社経営の自由度が阻害されるため見送られ、代わりに多重代表訴訟制度の導入が検討された。多重株主代表訴訟とは、親会社の株主が子会社に代わって子会社の権利である損害賠償請求権を行使し、子会社の取締役の個人責任も追及する訴訟をいう。今までは、子会社の不適切な経営によって親会社が損害を受けても親会社の指示命令等が原因でない限り親会社の役員は個人責任を負わない、当該子会社の役員に対する責任追及もできない、というような法制度であった。なお、多重代表訴訟制度の内容は、法制審議会(会社法制部会)の「会社法改正に関する要綱案」に記載されている。

5.2 訴訟の濫用防止

多重代表訴訟制度(案)では訴訟の乱用を予防するため、親会社の発行済み株式を1%以上持つこと等が必要となる。つまり、機関投資家など大口の株主以外は権利を行使できない。さらに、訴えることができる子会社役員も「親会社の総資産額の1/5以上を持つ子会社の役員」に制限している。従って、すべての親会社株主に多重株主代表訴訟権が与えられるわけではないし、該当する子会社も一部に限定される見込みである。

一般的に、株主代表訴訟は悪意のある株主から濫用される危険がある。そこで、株主もしくは第三者の不正な利益を図りまたは当該会社に損害を加えることを目的とする場合には、当該株主は訴え提起の請求をすることができない規定(会社法847条1項但書)がある。さらに、被告取締役は、悪意の株主に対して相当の担保をたてることを求めるべく裁判所に申し立てることができる規定(担保提供命令の申立て。同法847条7項・8項)も設けられている。

5.3 会社役員賠償責任保険(D&O保険)

事業遂行に伴って生じる裁判や損害賠償請求では、通常、会社と代表取締役が被告となり、損害賠償金・弁護士費用は会社が支払うことになる。しかし、前述の通り、「株主代表訴訟」「第三者訴訟」の場合には、訴訟の対応から損害賠償金・弁護士費用の支払いに至るまで役員個人が対応するのが原則である。そこで役員をプロテクトするために、会社役員賠償責任保険に加入する企業が最近増加している。

保険の内容は、役員個人が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被る損害をD&O保険で補償する。最大のメリットは、勝訴・敗訴のいずれの場合でも弁護士費用など高額な争訟費用が保険で担保される点である。全財産を処分して賠償金を払うリスクを避けるためにも、弁護士を雇って裁判で役員個人に責任がないことを勝ち取ることが最優先である。一方、敗訴した場合でも、和解金もしくは損害賠償金、争訟費用などが保険で支払われる。

注意すべきポイントとして、保険期間中に賠償請求がなされないと補償されない点など、様々な制約条件がありすべてが補償対象とならない点、さらに、株主代表訴訟において役員が敗訴した場合に、敗訴リスク相当分の保険料が登記上の取締役、監査役、執行役、会

環境汚染と賠償責任①

会社役員が個人として負担する責任

事例

◉リサイクル製品の逆有償（廃棄物の判断基準）

フェロシルトは、酸化チタン製造から出る汚泥を加工し有価物（リサイクル土壌）としてt当たり150円で販売したものである。しかし、1t当たり3,000円の用途開発費などの名目上の費用が相手に支払われており、実態は逆有償取引であった。産廃処理費用として以前は1t当たり約7,100円がかかっていたので、2,850円（3,000－150）で産廃を処分し、結果、数十億円規模の汚泥処理費用を節約（t当たり4,250円の費用を削減）できたことになる。これは資源購入として名目上価格を設定し、輸送費名目で実質的な埋立費用を取った香川県豊島の不法投棄と同じような手口である。豊島事件では、シュレッダーダストを1t当たり300円で購入して、同時に2,000円の運賃を受け取り、その差額1,700円を実質的な埋立処分費用（実は不法投棄）として収益を得た犯罪であった。豊島事件の後始末には10年以上の期間と500億円規模の税金等が費やされている。

フェロシルトは、東海三県と京都府に計約72万tが埋められ、会社は486億円の回収費用を支出することになり、リサイクル土壌事業は破綻した。不法投棄が発覚すれば巨額の原状回復費用が必要になる。しかも、廃棄物処理法第16条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」に違反した会社幹部が有罪判決を受け、会社も両罰規定で5,000万円の罰金を科せられた。

廃棄物管理に不可欠である環境省の地方自治体宛て「行政処分の指針について（通知）」（2005）から関連事項を次に要約抜粋する。これらの判断は最高裁判決でも確定している。

・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

・廃棄物の疑いのあるものについては総合的に勘案して、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。

ア　物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては生活環境保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること。（以下略）

イ　排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ　通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ　取引価値の有無

有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。（以下略）

オ　占有者の意思

（前略）単に占有者において他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

計参与など役員の個人負担になる点である。

保険金の支払いができない事由も納得がいくまで十分確認する必要がある。次に主要項目を列記する。

①犯罪行為、意図的な詐欺行為または法令に違反することを認識しながら行った行為

②遡及日以前になされた損害賠償請求

③他の保険において通知されていた賠償請求など

以上が被保険者ごとに適用される免責項目である。すべての被保険者に適用される免責事由として以下のものが挙げられる。

④身体の障害、財物の損壊を請求の理由とする賠償請求（いわゆる対人対物）

⑤地震、噴火、洪水、津波等の天災または戦争・内乱

⑥環境汚染、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する賠償請求

環境汚染によって生じるクレームもしくは身体障害・財物損壊等は保険支払の対象になっていない。当然、それらの応訴など防御費用も保険の対象にならない。一方、AIU保険会社など大手の損害保険会社はD&O保険に加え環境汚染賠償責任保険を1992年から提供している。この保険では、原則、環境管理に関係する役員や社員個人も自動的に被保険者に含まれる。

D&O保険に関し、「環境汚染またはそれらが発生するおそれがある状態、もしくは検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請」なども支払の対象外である。環境汚染は未然に防止しなければならない。法令を遵守し、例えば、高額の損害が発生する排出基準違反による改善命令や操業停止命令なども絶対に阻止しなければならない。

コラム 公害裁判をテーマにした最近のテレビドラマより

「エリン・ブロコビッチ」

六価クロムによる公害問題を扱った映画で、ジュリア・ロバーツ主演の「エリン・ブロコビッチ」が全世界でヒットした。日本でも大変話題になった映画である。

法律事務所のアシスタントとして働いていたシングルマザーのエリンは、無料法律相談で受け取った不動産の書類を整理していたときに、白血球の減少やリンパ球の増加、白血病など血液検査の異常を示す資料が添付されたPG&E社の契約書を見つけ不審に思う。

ロサンゼルス郊外の小さな町で、PG&E社は工場隣接の汚染土地買収を密かに企てていたのだ。調査の結果、化学工場が六価クロム廃液を14年も地下に漏洩していた事実を突き止める。廃液を入れた貯水池の防水工事に欠陥があり漏洩したのだ。会社から和解の提示もあったが住民は納得しない。病に苦しむ住民たちと接したエリンは地域住民の一人ひとりを訪問し、600人以上の同意を得て集団訴訟をまとめる。そして化学工場の元従業員から切り札となった地下水汚染に関する会社の極秘情報を入手して、3億3,300万ドル（当時約350億円という史上最高額）という巨額の賠償金を勝ち取った。

これは電力・ガス会社Pacific Gas and Electric Company（PG&E）汚染事件の実話をベースにした映画である。裁判当時30歳だったエリンは、現在、50歳代になり、ブロコビッチ・リサーチ&コンサルティング社の社長として全米の環境ビジネスに取り組んでいるという。

公害裁判を扱った「リーガル・ハイ」

一方、日本でも「リーガル・ハイ」（主演・堺雅人、脚本・古沢良太）というコメディータッチの弁護士ドラマが2012年4月から6月まで放映され評判になった。公害裁判などがテーマになった連続ドラマで視聴率はトップスリーに入ったといわれる。このドラマの第10話と最終第11話からストーリーを部分的に引用させていただく。

主人公は暴言や毒舌を早口でまくしたてる弁護士で、裁判に勝つためには金や騙し、巧妙な策略など、あらゆる手段を講じる。六価クロムに構造体が類似する新しい化学物質を巡る事件で弁護士は、周辺住民の老人たちとともに汚染源の会社から慰謝料として5億円、さらに安全が保障されるまでの工場操業停止を訴えた。法定では新物質、ヘルムート38（架空の物質）と呼ばれる有害物質が実際に工場から流出し地下水を汚染しているのかどうかが争点となった。

法廷での一場面

法廷では、傍聴席に座る村民たちがそれぞれ胸に家族や友達の遺影を抱えている。主人公の弁護士は工場長を裁判官の前で尋問する。

「ヘルムート38ことクロロタスムハリオサプロピレン。絹美地区を汚染する新物質、化学の進歩が産み落とした恐ろしい有害物質です。工場長、新素材カーボンX製造過程で発生する汚染水はどう処理されるんですか?」

「はい。廃棄プラントで二重三重の高効率フィルターで処理し、このプールに貯水するので、安全性は問題ありません。ここから順次近隣の産廃施設に運び、そこの業者が最終的な処分をします」

「裁判所からの文書提出命令によりプールの汚染水の水質検査をお願いしました。これがその検査結果ですね」

「はい」

「清川工場長。検出項目3ページの上から五つめを読み上げてください」

「クロロタスムハリオサプロピレン……」

企業側の反論

主人公の敏腕弁護士は、工場の貯水プールの水質検査でヘルムート38が検出されたことを立証した。しかし工場側弁護士は、ヘルムート38が本当に人体に健康被害をもたらす化学物質なのか、工場が発生源である科学的証拠があるのか、と反論する。ヘルムート38の発見者であるベルリン大学水質化学専攻准教授は、ヘルムートと六価クロムは根本的には違う物質で、人体に影響を及ぼすかは研究過程にあるので明確には解明されていないと裁判で主張。別の化学専攻の日本人博士もヘルムート38は蓄積されにくい、人体から排出されやすい物質だと説明し、毎日少量ずつ摂取していても人体に影響を及ぼすことはないと裁判で断言する。立証責任は原則として住民側にあり、新物質の危険性や被害との因果関係を立証するのは極めて困難である。

主人公は、汚染源を第4工場だと特定するために工場から集落に至る地下水脈を掘り起こすことを思いつく。家、家財、車、クルーザーなど財産を抵当に入れ1億円を用意して工場隣接の土地を買収し、因果関係を立

環境汚染と賠償責任①
会社役員が個人として負担する責任

証するため地下水の掘削調査をしたのである。それでも立証はうまくいかず、必死の和解工作も失敗する。

住民側の女性弁護士が公害病に発病?

主人公は、化学会社の技術者でヘルムート38に精通している女性に的を絞って折衝を企てる。アシスタントの女性弁護士が情報を得るため女性技術者にアプローチしていたときに、女性弁護士が突然倒れ、女性技術者に付き添われて病院へ。精密検査の結果、工場汚染で影響を受けているとされる南モンブラン市で穫れたものしか食べていなかった女性弁護士が、公害病らしきガンに発症していることがわかった。責任を感じて同情した女性技術者は内部資料を漏らし裁判に協力することになる。住民側弁護士たちは化学会社の内部資料を入手し、会社側はヘルムート38が健康被害を引き起こすことを認識していたことを裁判で暴露。その結果、住民側の要求通りの5億円を支払うことで和解が成立する。

ところが、実は、女性弁護士の「ガン発病」は主人公の弁護士が仕組んだ騙しであり、診断した医者も買収されていたことがわかる。すっかり騙された女性弁護士はついに主人公の事務所を離れる決心をする。

裁判終了1年後の場面(最終回)

一方、訴訟で不利な証言をした女性技術者は、1年後、勤務先のライバル社にヘッドハンティングされていた。だが彼女は飼い殺しにされた上、不当な扱いを受けて解雇されてしまう。ライバル同士である両社の社長は実は大学の先輩後輩で、報復人事を行った疑いがでてきた。女性技術者は不当解雇で会社を訴える。

彼女を代理したのは、例の女性弁護士であった。そして解雇した会社を弁護したのが主人公……。彼は「あの女が内部告発したせいで、第4工場は操業停止に追い込まれ、世界をリードするはずだった研究から日本は大きく後退してしまった。国益は 大きく損なわれ、得をしたのは死に損ないの老人たちだけだ。報復されて当然だ」と超毒舌をはく。このように最終回も想定を絶するストーリーでテンポよく展開していく。

役員個人の責任 —— 民事・会社法

さて、架空の土地、南モンブラン市の村で勃発した公害騒動は結果として会社の株価下落、高額な賠償金・和解金の支払いという惨憺たる結果になった。住民の死亡や疾病が工場排水に起因していると科学的に証明されれば民事責任が発生する。

住民側に立つ公害訴訟を扱う弁護士に尋ねると、法人のみを提訴すると役員が真剣に対応しないので会社と併せて会社役員個人も名指しで提訴する、という。「故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者は之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず」という民法709条の条文により、会社のみならず、会社の代表取締役や実際の行為者等が損害賠償責任を追及される。

会社役員は、株主から経営を任され、最善の注意をして業務に邁進する義務がある。万が一、業務上の法律違反や定款違反、善管注意義務・忠実義務等に違反して会社に損害を与えた場合に、会社に対して役員個人が損害賠償責任を負う。さらに、役員が故意・重過失等によって第三者に損害を与えた場合に、会社法429条や民法709条を根拠として第三者が役員に対して損害賠償を請求することができる。会社法第429条(役員等の第三者に対する損害賠償責任)1項は次の通りであり、環境汚染や不法投棄などが「悪意又は重大な過失」の点でどのように法解釈されるかが問題になる。

「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」。

なお、会社法429条の責任は法定責任であり、民法709条(不法行為責任)とは要件や効果が異なる。従って故意または過失によって第三者に損害を与えたときは、会社法429条に基づく責任のほか、不法行為責任に関する一般原則に基づいて損害賠償責任を負うこともある。

取締役等の会社に対する責任は会社自ら追及するのが原則であるが身内の問題であり不問に付される可能性が高い。そこで会社法において、株主は、会社に代わって会社の利益ため、取締役等個人の責任や義務の追及を目的として訴訟を提起することができる。

＊1　商事法務1869号
＊2　株主代表訴訟においては、例外的に会社が役員をサポートする補助参加制度がある。また、役員側が勝訴した場合に、役員が出費した弁護士費用を会社に請求することができる場合もある。
＊3　他に取締役が取締役会の事前承認を得ずに競業取引や利益相反取引を行うケースでも責任が生じる。代表訴訟の責任の発生原因において制限的規定はなく、取引債務を含む会社法上の責任及び民法上の支払義務も対象となる。
＊4　参考文献
「環境コンプライアンスと市民株主の役割—フェロシルト株主代表訴訟」公害・環境ニュース52号(2012年9月)日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会
「廃棄物処理法制2、環侃学謬7」法学教室No. 381(2012年6月)
「行政処分の指針について(通知)」環廃産発第050812003号環境省(2005年8月12日)(平成17年)
リーガルマインド会社法(第13版)(2012), 有斐閣